

外国人留学生キャリア形成促進プログラムについて

◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、**専門学校の卒業生については「相当程度」の関連性が求められており、大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている。**
- 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、**外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生**については、**関連性について柔軟に判断**されることとなる。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。

※「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）

- **令和5年度の認定校数は、188校（475学科）。**

◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え

〈在学時〉

留学
（大学、専門学校等）

在留資格切替え

〈就労時〉

技術・人文知識・国際業務

特定活動（告示第46号）

等

☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
（企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）
※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。